

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案 骨子（未定稿）

一 内閣総理大臣等の俸給月額等に係る措置

1 内閣総理大臣等の俸給月額に係る措置

特別職の職員の俸給月額の改定にかかわらず、内閣総理大臣並びに国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、常勤の内閣総理大臣補佐官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたもの（以下「内閣総理大臣等」という。）の俸給月額については、当分の間、現在と同額とすること。

2 内閣総理大臣等の期末手当に係る措置

特別職の職員の期末手当の改定にかかわらず、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合については、当分の間、現在と同じ割合とすること。

3 国会議員の期末手当に係る措置

2の措置が講じられている間においては、国会議員の期末手当の支給割合についても、2の例により、現在と同じ割合とすること。

二 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額等に係る措置

1 俸給月額に係る措置

政府代表の俸給月額の改定にかかわらず、その俸給月額は、当分の間、現在と同額とすること。

2 期末手当に係る措置

政府代表の期末手当の支給割合については、一2の内閣総理大臣等の例により、当分の間、現在と同じ割合とすること。